

投資にきっかけ！NISAで始めよう！！

# NISA (少額投資非課税制度)

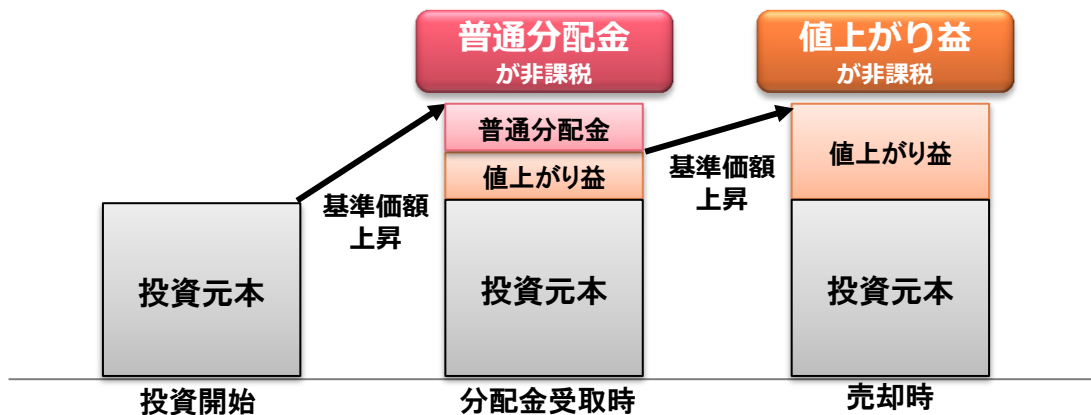
NISAは、平成26年1月1日から導入された「少額投資非課税制度」です。

## NISA 上場株式・株式投資信託等の譲渡所得、配当所得にかかる税率



\* 所得税および復興特別所得税15.315%+住民税5%

## NISA 株式投資信託の場合のイメージ図



## NISA 6つのポイント

### 対象

満20歳以上(注)の日本国内にお住まいの方

(注)口座を開設しようとする年の1月1日時点で20歳以上の方

### 非課税対象

株式投資信託や上場株式の配当金や売却益等

- ☞ 課税口座からの移管はできません。
- ☞ 損失はないものとされ、課税口座との損益通算はできません。

### 非課税投資枠

新規投資資金で毎年上限100万円(注)

- ☞ 使用しなかった分を翌年に降に繰り越すことはできません。
- (注)平成28年1月1日以降、年間投資上限額が100万円から120万円に拡大します。

### 非課税期間

投資開始年を含めて最大5年間

- ☞ 非課税投資総額は、平成32年には最大600万円となります。(平成28年1月1日以降、年間投資上限額が120万円に拡大するため。)

### 口座開設可能期間

平成26年1月1日から平成35年12月31日まで(10年間)

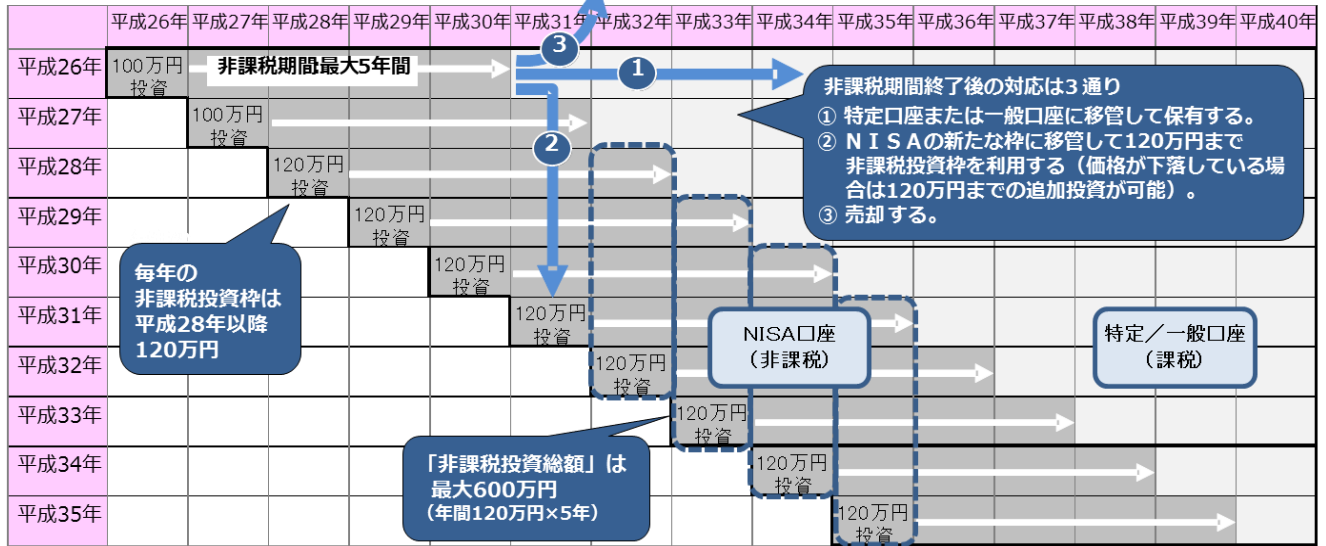
### 口座開設

全ての金融機関を通じてお一人様1口座のみ

(金融機関を変更した場合を除く。)

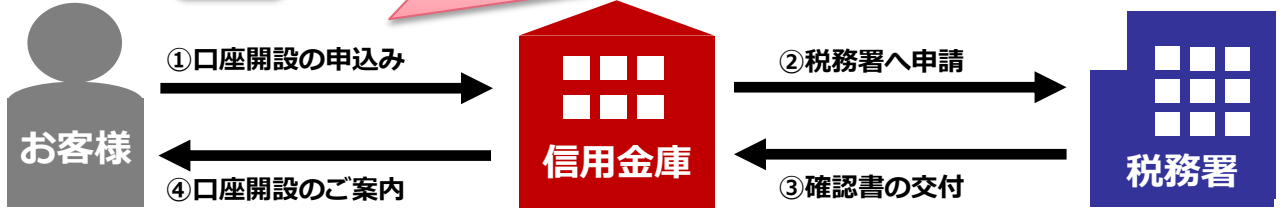
- ☞ 平成27年1月1日以降、1年単位で金融機関の変更が可能となりました。

↑  
口座開設可能期間は10年間  
↓



**提出書類**

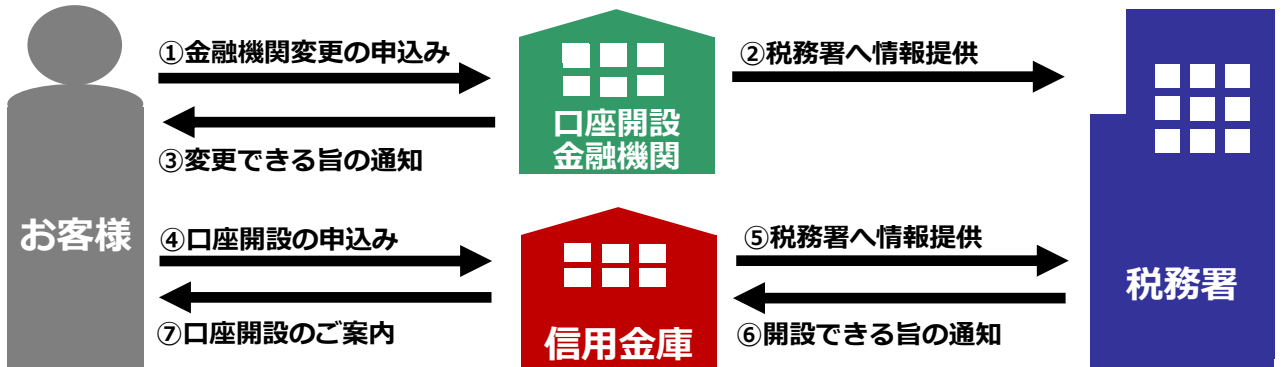
1. 基準日における国内の住所を証する書類（住民票の写し等）
2. 非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書 等



NISA制度が一部改正され、平成27年1月より、同一の勘定設定期間内\*における金融機関の変更が可能となりました。

\* 勘定設定期間とは次の3つの期間をいいます。

- ①平成26年1月1日から平成29年12月31日（4年間）、
- ②平成30年1月1日～平成33年12月31日（4年間）、
- ③平成34年1月1日～平成35年12月31日（2年間）



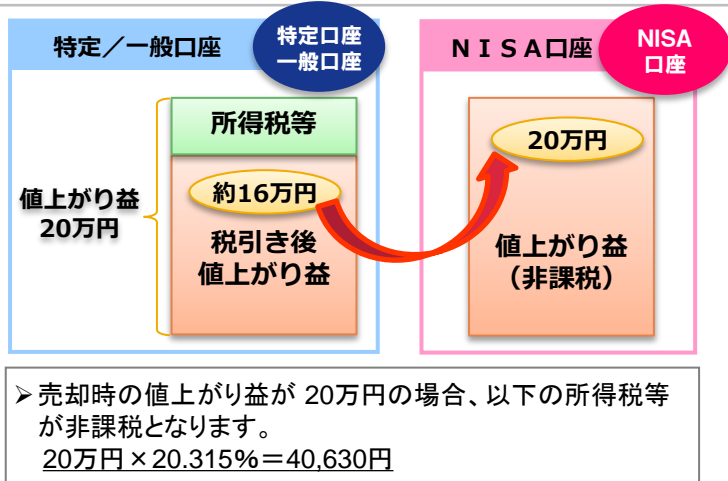
\* 書類等、手続きの詳細は、担当者にお尋ねください。

## ① 値上がり益を期待したい！

➡ 売却時に非課税メリット享受

### ★分配頻度が少ないファンド (年1回・年2回決算型のファンド)

NISA口座で分配金を再投資した場合、非課税投資枠を使用します。このため、値上がり益を期待する場合には、複利効果が期待できる分配頻度が少ないファンドが適しています。



## ② 分配金の受取りを期待したい！

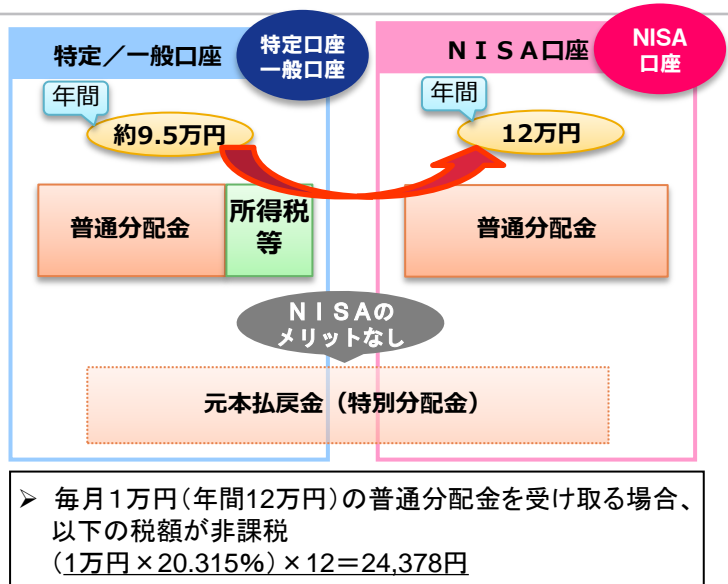
➡ 分配金受取時にメリット享受

### ★毎月分配型のファンド

年金などの補完として定期的な分配金の受取りを期待するには、毎月分配型のファンド(注)が適しています。

(注1) 分配金の金額は、ファンドごとに決められた分配方針に基づき運用会社が決定します。運用会社の判断により分配が行われない場合があります。

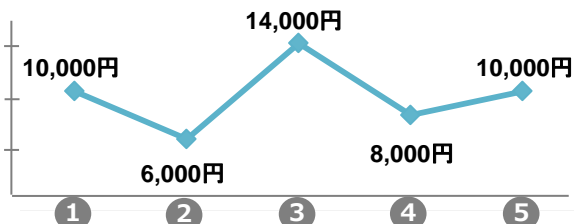
(注2) 分配金のうち元本払戻金(特別分配金)については、そもそも非課税であり、NISAによるメリットを享受できないこともあります。



## 定時定額取引でNISAを活用！

- ✓ 毎月一万円から、自動引き落としで無理なく投資できる！
- ✓ リスクを低くする「時間分散」の効果が期待できる！
- ✓ 購入するタイミングを気にせずに投資できる！
- ✓ 年間投資上限額120万円を有効に活用できる！(例：毎月10万円×12か月など)  
(平成28年以降、NISA口座の非課税投資枠が120万円になります。)

【時間分散の効果】  
基準価額が高いときには少ない口数、低いときには多くの口数を購入します。



例えば、左図の値動きをする投資信託を毎月1万円ずつ5回購入すると・・・

累計	平均購入単価
50,000円	8,879円
56,310円	



Q 1 平成25年1月1日以降住民票取得日までに引越しをした場合、「基準日における国内の住所を証する書類」は、どのようにすればいいですか？

A 1 現在お住まいの市区町村内での転居のみ	平成25年1月1日時点の住所を証明する「住民票の写し《原本》」をお住まいの市区町村にご請求のうえ、ご提出ください。
現在お住まいの市区町村以外からの転居あり	平成25年1月1日時点の住所を証明する「住民票の除票の写し <sup>(注)</sup> 《原本》」を平成25年1月1日時点でお住みになっていた市区町村にご請求のうえ、ご提出ください。 (注)戸籍の附表の除票の写しでもお手続きいただけます。

Q 2 家族でNISA口座を申請する場合は、申請する家族全員分の住民票の写しが必要ですか？

A 2 ご家族の方が“同時に”お申込みをされる場合、同一の住民票の写し《原本》に記載のご家族の方であれば、1通の住民票の写し《原本》でご家族様分のお申込みが可能です。詳しくは下記の連絡先までご相談ください。

Q 3 金融機関を変更した場合、変更前の金融機関で購入した投資信託はどうなりますか？

A 3 金融機関変更前に購入した投資信託は、金融機関変更後も変更前の金融機関のNISA口座で保有することとなります。投資信託を変更後の金融機関に移管することはできません。

#### 【投資信託ご購入にあたってのご注意事項】

- ◇投資信託は預金、保険契約ではありません。
- ◇投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◇当金庫が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ◇当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- ◇投資信託には元本および利回りの保証はありません。
- ◇投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- ◇外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- ◇投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客様に帰属します。
- ◇投資信託のご購入時には、買付時1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.24%の購入時手数料(消費税込み)、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料とは別に、投資信託の純資産総額の最大1.7172%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、購入金額や保有期間等により異なりますので表示することができません。
- ◇投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- ◇投資信託の取得のお申込に関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- ◇投資信託をご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。

## お問合せ先



**上田信用金庫**

業務部 ☎0268-22-6260

お問合せ受付時間 9:00~17:00 但し、土・日・祝祭日は除きます。

商号等 : 上田信用金庫

関東財務局長(登金)第254号

加入協会 : 加入協会なし

- ・本資料は、信頼できると判断した情報をもとに当金庫が作成しておりますが、正確性・完全性について当金庫が責任を負うものではありません。
- ・本資料は、情報提供のみを目的としたものであり、投資信託・その他の有価証券の売買等を推奨するものではありません。
- ・本資料は、予告なく変更される場合があります。
- ・投資等に係る最終的なご決定は、お客様ご自身の判断で行っていただきますようお願い申し上げます。
- ・本資料の全部または一部の無断複写および無断複製を禁じます。
- ・計算についてはあくまで概算であり、システムや端数処理によって異なる場合があります。